

人発1223第2号
令和7年12月23日

各 内 部 部 局 の 長
中央労働委員会事務局長
地 方 支 分 部 局 長
施 設 等 機 関 の 長

厚生労働省大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

再就職等規制の遵守の徹底等について

今般、当省元職員による再就職規制違反に該当する事案を確認した。については、下記とおり通知するので、再就職規制の再発防止を徹底されたい。

記

1 在職中の求職活動について

今般、以下のとおり、利害関係のある教育機関に対して、在職中に、再就職の意向を教育機関側に伝えたことをもって、国家公務員法第106条の3第1項（在職中の求職規制）に抵触するとされた案件を確認した。

（事案の概要）

- ・元職員は、個人的につながりのある教育機関の関係者より、採用が約束されたものではないが、教職の公募に応募しないかという打診を受けた。
- ・元職員は、採用が約束されたものではないことから、再就職規制に明確に該当するとの認識せず、在職中に、応募の意向がある旨を教育機関の関係者に示した。
- ・当該教育機関は、元職員所掌の補助金を受けていたため、利害関係企業に該当する。

在職中の求職活動規制については、採用が約束されているか否かに関わらず、再就職の意向を伝えた時点で該当する。

今般、在職中の求職活動規制に関するQ&Aを別添1のとおり作成したので、管内の全職員に対して必ず周知し、十分認識されるよう徹底されたい。

2 退職が近い職員に対する再就職等規制の説明について

再就職の時期は、60歳になる年次の年度末の退職以降の場合が多いことから、59歳年次以上の職員には、1に加え、再就職規制に関する制度について適切に認識する必要がある。

各人事担当者におかれでは、内閣人事局HPで案内している「○国家公務員の退職を控えた職員・退職したOBの方へ」の案内についても個別に周知し、制度の理解促進を図られたい。

(<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/kyushokukastudou.pdf>)

なお、再就職の届出以降、再就職等規制違反の疑いがある場合は、調査において在職中や再就職先における職員に関する情報や業務に関する各種資料等が用いられる場合があるので、その旨についてもあわせて周知をお願いしたい。

3 関係機関への理解の促進について

再就職に関する規制については、先方の法人・団体が当該規制を認識しないまま、在職中の職員に再就職の意向を確認することが考えられる。

基本的には、先方から意向の確認があった時点で、国家公務員である職員自身が当該法人・団体に対して、再就職規制に該当するので対応できない旨を明確に伝えるべきであるが、違反事案や違反が疑われる事案への関与を事前に防止するため、各部局から所管法人や利害関係企業等に対し、再就職規制に関するルールや内閣人事局のHPを案内することも有用であると考えられる。

については、法人・団体に対して、再就職等規制に関する事務連絡案（別添2）を作成したので、適宜活用の上、所管・関連の法人・団体への制度の理解促進を図られたい。

<再就職規制における在職中の求職活動に関する Q & A >

Q 本省課長補佐級以上の現役職員の利害関係団体において、職員の公募が行われている。

仕事で付き合いのある同団体の職員から、現役職員に対して、公募への応募の意向を確認するための連絡があった。

現役職員は、連絡を踏まえ、応募の意向がある旨の連絡をした。この場合、採用が約束されていなかったとしても、在職中の求職活動規制に該当し、再就職規制違反となるのか。

A 国家公務員法第 106 条の 3 では、本省課長補佐以上に相当する現職の職員が、利害関係団体（同条に規定する利害関係企業等に限る。）の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供することを禁止している。

これは、自ら積極的に求職活動することのみならず、先方からの依頼に応じて、自己の情報を提供することも違反となり、採用があらかじめ約束されているものに限らない。

Q 利害関係企業等から再就職の打診があった場合は、どのように対応するべきか。

A 再就職の打診があった場合でも、在職中は反応しない、若しくは、再就職規制に該当するので、何も答えられない旨を明確に伝えることを徹底すること。

くれぐれも再就職の打診に対して、承諾を想起させるような対応はしてはならないことを徹底すること。

Q どのような団体・法人が利害関係企業等に該当するのか。

A 「利害関係企業等」の範囲については、職員の退職管理に関する政令第 4 条において規定している。①許認可等 ②補助金等の交付 ③立入検査・監査又は監察 ④不利益処分 ⑤行政指導 ⑥契約 ⑦犯罪の捜査・公訴の提起・刑の執行をしている事務の相手方が該当する。

内閣人事局 HP 「○国家公務員の退職を控えた職員・退職したOBの方へ」にも掲載しているので、参照されたい。

(<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/kyushokukastudou.pdf>)

なお、国家公務員においては直接事務を担当していないなくても、指揮命令権限によっては、利害関係企業等に該当する場合がある。各職員において、どの団体・法人が利害関係企業等に該当するのかよく整理しておくこと。

事務連絡
令和 年 月 日

関係団体御中

(※利害関係企業等となりうる団体)

厚生労働省〇〇局〇〇課

国家公務員の再就職等規制に係るご理解について

日頃より、厚生労働行政の推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

国家公務員の再就職につきましては、国家公務員法等により、①他の国家公務員・元国家公務員の再就職の依頼・情報提供等、②利害関係を有する企業等への求職、③再就職者による元の職場への働きかけ、が禁止されております。

厚生労働省といたしましては、これまでも職員・元職員に対して再就職等規制の周知徹底を図ってきたところですが、再就職等規制の実効性を確保するためには、貴法人・団体にも幅広く再就職等規制の内容を理解していただくことも重要であると考えております。

国家公務員・元国家公務員が再就職する際に再就職等規制違反につながりかねない行為の誘発を避けるため、また、貴法人・団体におかれても違反事案や違反が疑われる事案への関与を避けていただくためにも、下記のとおり、再就職等規制の趣旨や内容をご理解いただくようお願いします。

記

○職員（課長補佐級以上）の求職活動について

当省において、元職員による再就職規制に違反する事案がありました。事案の概要としては、

- ・元職員は、個人的につながりのある教育機関の関係者より、採用が約束されたものではないが、教職の公募に応募しないかと打診を受けた
- ・元職員は、採用が約束されたものではないことから、再就職規制に明確に該当すると認識せず、在職中に、応募の意向がある旨を関係者に示した
- ・教育機関は、元職員所掌の補助事業を受けていたため、利害関係企業に該当するというものです。

国家公務員法では、本省課長補佐以上に相当する現職の職員が、利害関係企業等の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供することを禁止しています（第106条の3）。

これは、自ら積極的に求職活動することのみならず、先方からの依頼に応じて、自己の情報を提供することも違反となります。採用があらかじめ約束されているものに限りません。

団体・法人内におかれては、内閣人事局 HP に掲載している制度についてご確認の上、団体・法人内の関係者にも十分ご理解いただきますよう周知の程お願いいたします。

(参考) 国家公務員 OB を採用しようとしている皆様へ

https://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/saiyou_kigyou.pdf

○利害関係を有する企業等の範囲について

「利害関係企業等」の該当の有無は、内閣人事局 HP に掲載されています。どのような許認可や補助金の交付等を受けているかなど、十分に確認いただきますようお願いいたします。

なお、国家公務員においては直接事務を担当していなくても、指揮命令権限によっては、利害関係企業等に該当する場合もあります。あわせて認識いただきますようお願いいたします。

(参考) 国家公務員の退職を控えた職員・退職した OB の方へ」

<https://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/kyushokukastudou.pdf>